

監査委員告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和 4 年度財政援助団体等監査を実施しましたので、同上第 9 項の規定により、その結果を公表します。

令和 4 年 12 月 1 日

上田市監査委員 東方 久男  
同 池上 喜美子

# 令和4年度 財政援助団体等監査結果

上田市監査委員



# 第1 監査の概要

## 1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に規定並びに上田市監査基準及び令和4年度監査基本計画に基づき、市が指定管理を実施している施設の所管課及び指定管理者が「上田市公の施設に係る指定管理者制度の基本的な考え方」や基本協定書等に基づいて事務執行が適正で合理的かつ効果的に処理されているかという観点から監査を実施しました。

## 2 対象団体及び実施期間

市から指定管理を受けた団体の中から、過去の監査の実施状況等を踏まえ2団体を選定し、令和4年7月から11月までの間に実施しました。

| 監査の対象                | 指定管理者         | 所管課        |
|----------------------|---------------|------------|
| 上田市真田独居高齢者用集合住宅      | 社会福祉法人恵仁福祉協会  | 福祉部高齢者介護課  |
| 重症心身障がい児・者施設上田市つむぎの家 | 社会福祉法人上田しいのみ会 | 福祉部障がい者支援課 |

## 3 監査の着眼点

対象とした指定管理施設の運営に関し、次の着眼点から監査を実施しました。

- ・関係法令、基本協定書、管理業務仕様書等の適合性に関する事項
- ・指定管理業務に係る財務、経理に関する事項
- ・所管課の指導監督に関する事項
- ・公益上の必要性に関する事項

## 4 監査の範囲

令和3年度の施設管理業務に関わる出納その他の事務

## 5 監査の実施内容

### (1) 事務監査

指定管理者の指定に関する調書、現協定期間における基本協定書及び令和3年度の年度協定書から業務報告書にいたる一連の書類の提出を求め、その内容を監査しました。

なお、これらを監査するために、各団体の予算、決算、会計処理、内部統制等についても確認する必要があるため、各団体から関係書類等の提出を求め、説明聴取して実施しました。

### (2) 実地監査

実地監査は、事務局職員による事務調査及び実地調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向いて提出された監査資料等の内容を確認するとともに、関係者からの説明を聴き取るなどの方法により実施しました。

## 6 監査の期間

令和4年7月1日から令和4年11月16日まで

## 第2 監査対象団体ごとの監査結果及び意見

### 1 上田市真田独居高齢者用集合住宅

#### (1) 監査対象の概要

- ア 設置根拠 上田市真田独居高齢者用集合住宅条例（平成 18 年条例第 121 号）
- イ 設置目的 市内に居住する独り暮らしの高齢者等が、自立と生活の質の確保を図り、安心して生活を営むことができる住宅を貸与するため
- ウ 管理業務（募集要項）
- ・ 上田市真田独居高齢者用集合住宅の利用許可に関する業務
  - ・ 上田市真田独居高齢者用集合住宅の施設、設備等の維持管理に関する業務
  - ・ 前 2 号に掲げるもののほか、上田市真田独居高齢者用集合住宅の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する業務を除く業務
  - ・ 指定管理者に付帯する業務
  - ・ 自主業務
- エ 指定管理者 社会福祉法人 恵仁福祉協会
- オ 基本協定年月日 令和 2 年 4 月 1 日  
（指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日（5 年間））
- カ 指定管理料 2,000,000 円（令和 4 年度当初予算）
- キ 料金制導入区分 使用料（入居費。直接収納）
- ク 施設の概要（管理業務仕様書）

|       |   |
|-------|---|
| 所在地   | 上田市真田町長 6 3 0 1 番地                        |
| 建物構造  | 鉄骨造                                       |
| 敷地面積  | 1,291.00 m <sup>2</sup>                   |
| 延床面積  | 295.08 m <sup>2</sup>                     |
| 建設年月日 | 平成 12 年 10 月                              |
| 施設構成  | 1 階：居室計 6 室（6 室合計 124.12 m <sup>2</sup> ） |
|       | 集会室（26.00 m <sup>2</sup> ）                |
|       | 和室 10 畳（16.73 m <sup>2</sup> ）            |
|       | 共同作業室・キッチン（60.81 m <sup>2</sup> ）         |
|       | 共用トイレ（1 箇所）                               |

#### ケ 利用料金

（単位：円）

| 入居者の階層区分  | 入居費の月額 |
|---|--------|
| 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者及び要保護者並びに中国残留邦人等の円滑な促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給者 | 5,000  |
| 当該年度分の市町村民税非課税の者  | 10,000 |
| 当該年度分の市町村民税課税の者   | 15,000 |

コ 収支の推移

(単位：円、(世帯))

| 区分       | 項目          | H29         | H30         | R1          | R2          | R3          |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 指定管理者    | 収入          | 2,000,000   | 2,000,000   | 2,000,000   | 2,000,000   | 1,888,900   |
|          | 指定管理料       | 2,000,000   | 2,000,000   | 2,000,000   | 2,000,000   | 1,888,900   |
|          | 支出          | 2,003,882   | 1,999,800   | 1,998,261   | 1,999,996   | 1,888,958   |
|          | 人件費         | 1,107,000   | 1,139,094   | 1,117,000   | 907,790     | 1,237,000   |
|          | 事務費         | 521,591     | 515,884     | 461,587     | 440,982     | 474,026     |
|          | 光熱水費        | 506,531     | 500,824     | 446,527     | 435,982     | 469,026     |
|          | 保険料         | 15,060      | 15,060      | 15,060      | 5,000       | 5,000       |
|          | 事業費         | 375,291     | 344,822     | 419,674     | 651,224     | 177,932     |
|          | 消耗品費        | 2,578       | 996         | 32,918      | 4,631       | 0           |
|          | 修繕費         | 140,400     | 141,680     | 181,800     | 286,190     | 39,900      |
|          | 通信運搬費       | 52,463      | 52,466      | 54,356      | 53,513      | 54,032      |
|          | 業務委託費       | 179,850     | 149,680     | 150,600     | 229,400     | 84,000      |
|          | 租税公課費       | -           | -           | -           | 77,490      | -           |
|          | 差引(A)       | △ 3,882     | 200         | 1,739       | 4           | △ 58        |
|          | 自主事業        | 収入          | -           | -           | -           | -           |
|          | 支出          | -           | -           | -           | -           | -           |
| 市        | 歳入          | 876,000     | 759,000     | 638,500     | 763,600     | 868,000     |
|          | 住宅使用料       | 876,000     | 759,000     | 638,500     | 763,600     | 868,000     |
|          | (年度末入居数)    | (6)         | (6)         | (4)         | (6)         | (6)         |
|          | 歳出          | 2,000,000   | 2,000,000   | 2,918,864   | 2,399,680   | 1,888,900   |
|          | 指定管理料       | 2,000,000   | 2,000,000   | 2,000,000   | 2,000,000   | 1,888,900   |
|          | 工事請負費       | -           | -           | 918,864     | -           | -           |
|          | 修繕費         | -           | -           | -           | 294,800     | -           |
|          | 手数料         | -           | -           | -           | 104,880     | -           |
| 差引(B)    | △ 1,124,000 | △ 1,241,000 | △ 2,280,364 | △ 1,636,080 | △ 1,020,900 |             |
| 総合計(A+B) |             | △ 1,127,882 | △ 1,240,800 | △ 2,278,625 | △ 1,636,076 | △ 1,020,958 |

指定管理料は、毎年 200 万円程度です。令和 3 年度は、修繕費に不用額 (111,100 円) が生じたため、指定管理者募集要項管理業務仕様書に基づき、同額が市に返納されています。

市の歳入は、住宅使用料が毎年 70 万円程度となっています。

サ 業務概要

| 区分    | 項目        | 回数         | 内容  |
|-------|-----------|------------|---|
| 入居者   | 安全管理      | 毎日<br>(夜間) | 職員（ヘルパー）が巡回し、安全確認を行う（入居者への声掛け、施設管理）。「安全管理日誌」作成  |
|       | 健康管理、生活指導 | 週1回        | 職員（看護師）が各部屋を訪問し、入居者の健康状態管理、相談、生活指導を行う。「訪問記録票」作成 |
|       | 健康確認      | 週1回        | 昼間の生活時間帯において、職員（看護師）が巡回し、健康確認を行う。「健康等管理簿」作成     |
|       | 緊急時対応     | 随時         | 緊急通報があった場合、職員が施設に向かい、状況を確認し関係機関等へ連絡を行う。         |
| 施設・設備 | 清掃        | 週1回        | 館内共有部分の清掃（外部へ委託し、職員が確認）                         |
|       | 設備点検      | 毎日         | 館内共有部分 電気・水道・ガスの点検（安全管理巡回時に消灯・閉栓・施錠等確認）         |
|       | 外構設備点検    | 週1回        | 職員による施設周囲の点検、環境整備                               |
|       | 消防設備点検    | 毎日         | 安全管理巡回時に目視点検                                    |
| 年2回   |           | 法定点検       |   |

(2) 監査の結果

[所管部局（福祉部高齢者介護課）]

指定管理業務に係る手続等について

指定管理業務に係る各種手続については、関係法令や運用基準等に従いおおむね適正に処理されていました。

[指定管理者（社会福祉法人恵仁福祉協会）]

指定管理業務に係る業務運営等について

指定管理業務に係る業務運営については、関係法令や運用基準等に従いおおむね適正に運営されていました。

[共通]

専用口座について

「上田市真田独居高齢者用集合住宅指定管理募集要項 管理業務仕様書」（第6 管理運営に要する経費 4 指定管理料の支払 (2)管理口座）では、「管理経費及び収入は、団体自体の口座とは別の専用口座で管理してください。」と規定されていますが、専用口座ではなく、団体自体の口座で管理されている状況です。公金支出の適正性を確保するために、指定管理者の他の事業との会計区分を明確にする必要がありますので適切に対応してください。

### (3) 監査の意見

#### ア 真田独居高齢者用集合住宅の意義の検証について

当該施設は、指定管理者が毎日の安全管理（夜間声掛け）や週一度の健康管理などを行い、入居者の自立支援を行うことを特色としています。

入居者は、週一度のヘルパーによる健康管理の機会を楽しみにしており、心身の健康維持や安心・安全な生活を送るうえで欠かせないものとなっています。

施設・設備の日常的な維持管理は、指定管理者によって適切に行われ、快適な居住空間が保たれていることを評価します。

「第8期上田市高齢者福祉総合計画」（計画期間：令和3年度から5年度まで）では、基本理念として「ともに支え合い、高齢者が健幸でいきいきと安心して生活できる地域共生社会の実現」を掲げ、急速な人口減少と少子高齢化が進む中で、住民相互に支え合い、支援が必要な高齢者を地域ぐるみで支えるための「地域包括ケアシステム」の構築を進めていくとしています。

また、高齢者が「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう」、「『住まい』の確保と生活の一体的な支援の取組を推進」していくとし、当該施設については「自宅において一人で自立した生活が困難な独居高齢者のために住宅を提供し、自立した生活が送れるよう支援」するための施設として位置づけられています。

しかし、事業開始から22年が経過しており、高齢者福祉総合計画や地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、当該施設の今日的な意義を改めて検証する時期にきていると考えます。

また、来年度は第8期高齢者福祉総合計画の見直し時期となりますので、当該施設の今後の在り方についても検討してください。

#### イ 施設の在り方の検討について

当該施設は平成12年に建設され築22年ほど経過しており、今後、施設・設備の更新等が課題となります（大規模改修費：5,900万円（試算）。今後10年間の指定管理料2,000万円（見込））。上田市公共施設マネジメント基本方針の5原則※に基づき、施設の有効活用化のために、施設改修費や運営費の補助等に配慮したうえで民間譲渡を含めた施設の在り方について検討してください。（※ 「公共施設の在り方を見直し総量の縮減を目指します」 など）

#### ウ 法人経営について

社会福祉法人恵仁福祉協会（指定管理者）は、平成4年の法人設立以来、経営の原則として「社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。」（定款第3条第1項）ことを掲げ、当該施設の指定管理をはじめ、地域の福祉事業を支える重要な事業者として、真田地域を拠点に事業展開しています。

しかし、事業の分散化や制度改正への対応等により厳しい経営状況となり、ここ数年は経営改善に注力していると伺いました。市の指定管理者の選定に際し、団体の安定性・継続性が選定基準の一つとなっていますが、そのことだけにとどまらず、地域共生社会を実現するためにはならない事業者ですので、今後も法令や会計基準、定款等に従い経営改善に努め、堅実な法人経営に取り組むことを期待します。

## 2 上田市つむぎの家

### (1) 監査対象の概要

- ア 設置根拠 上田市重症心身障害児・者施設条例（平成 18 年条例第 112 号）
- イ 設置目的 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がい児及び障がい者に対する日常生活上の支援、創作的活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うため
- ウ 管理業務（募集要項）
- ・ 上田市つむぎの家の利用許可に関する業務
  - ・ 児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援に関する業務
  - ・ 児童福祉法第 6 条の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスに関する業務
  - ・ 障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する業務
  - ・ 上田市つむぎの家の施設、設備等の維持管理に関する業務
  - ・ 前 5 号に掲げるもののほか、上田市つむぎの家の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する業務を除く業務
  - ・ 指定管理者に附帯する業務
  - ・ 自主業務
- エ 指定管理者 社会福祉法人 上田しいのみ会
- オ 基本協定年月日 令和 3 年 4 月 1 日  
（指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（3 年間））
- カ 指定管理料 13,537,000 円（令和 4 年度当初予算）
- キ 料金制導入区分 利用料金（収納委託）
- ク 施設の概要（管理業務仕様書等より）

|        |  |
|--------|--|
| 所在地    | 上田市中之条 8 0 2 番地 2  |
| 建物構造   | 木造鋼板葺平屋建 1 棟 居住棟全床暖房   |
| 敷地面積   | 1,131.78 m <sup>2</sup>  |
| 延床面積   | 255.96 m <sup>2</sup> （灯油庫、機械棟、倉庫を除く）  |
| 建設年月日  | 昭和 54 年 12 月 26 日  |
| 施設構成   | 1 階：療育室 A（58.32 m <sup>2</sup> ）<br>療育室 B（19.44 m <sup>2</sup> ）<br>相談室（19.44 m <sup>2</sup> ）<br>事務室・更衣室（18.00 m <sup>2</sup> ）<br>調理室・食堂（22.50 m <sup>2</sup> ）<br>浴室（36.00 m <sup>2</sup> ）<br>トイレ（22.50 m <sup>2</sup> ）<br>機械棟（別棟）<br>軽石ブロック平屋建 1 棟（建物面積 21.87 m <sup>2</sup> ） |
| 駐車可能台数 | 9 台分   |

ケ 利用料金

|            |  |
|------------|--|
| 児童発達支援     | 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号の規定により算定した額 |
| 放課後等デイサービス |  |
| 生活介護       | 障害者総合支援法第 29 条第 3 項第 2 号の規定により算定した額      |

コ 収支の推移

| 区分    | 項目          | H29         | H30          | R1           | R2          | R3          |   |
|-------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---|
| 指定管理者 | 収入          | 38,164,683  | 40,296,419   | 38,945,180   | 35,287,159  | 36,128,196  |   |
|       | 自立支援費給付費    | 18,392,400  | 21,463,109   | 15,783,737   | 14,626,796  | 15,074,626  |   |
|       | 障害児施設給付費    | 4,614,524   | 6,741,250    | 8,360,428    | 9,828,013   | 9,436,416   |   |
|       | 利用者負担金      | 275,366     | 277,584      | 234,198      | 288,204     | 247,655     |   |
|       | その他事業収入等    | 3,100,200   | 3,027,390    | 3,151,100    | 3,164,290   | 3,138,698   |   |
|       | その他収入       | 2,219,705   | 609,843      | 3,623,098    | 1,247,811   | 1,516,666   |   |
|       | 指定管理料       | 9,562,488   | 8,177,243    | 7,792,619    | 6,132,045   | 6,714,135   |   |
|       | 支出          | 38,164,683  | 40,296,419   | 38,945,180   | 35,287,159  | 36,128,196  |   |
|       | 人件費         | 30,350,421  | 33,748,968   | 30,291,204   | 30,214,586  | 30,725,698  |   |
|       | 事業費         | 2,653,795   | 3,223,489    | 2,607,234    | 2,691,739   | 1,933,322   |   |
|       | 事務費         | 3,050,753   | 2,980,766    | 4,512,986    | 2,119,258   | 1,776,312   |   |
|       | その他支出       | 2,109,714   | 343,196      | 1,533,756    | 261,576     | 1,692,864   |   |
|       | 差引          | 0           | 0            | 0            | 0           | 0           |   |
|       | 自主事業        | 収入          | -            | -            | -           | -           | - |
|       | 支出          | 該当なし        | -            | -            | -           | -           | - |
| 市     | 歳入          | 338,551     | 231,803      | 289,210      | 251,526     | 319,944     |   |
|       | 他市町村利用者負担金※ | 338,551     | 231,803      | 289,210      | 251,526     | 319,944     |   |
|       | 歳出          | 9,562,488   | 8,177,243    | 14,592,619   | 6,132,045   | 6,714,135   |   |
|       | 指定管理料       | 9,562,488   | 8,177,243    | 7,792,619    | 6,132,045   | 6,714,135   |   |
|       | 備品購入費       | -           | -            | 6,800,000    | -           | -           |   |
| 差引    | △ 9,223,937 | △ 7,945,440 | △ 14,303,409 | △ 5,880,519  | △ 6,394,191 |             |   |
| 総合計   |             | △ 9,223,937 | △ 7,945,440  | △ 14,303,409 | △ 5,880,519 | △ 6,394,191 |   |

※市の歳入「他市町村利用者負担金」は、他市町村の利用者がサービスを受けた場合の当該市町村からの指定管理料負担金（利用日数等で算定）。

指定管理業務の収支は、平成 30 年度（4,029 万 6 千円）をピークとし減少傾向にあり、令和 3 年度は平成 30 年度比 416 万 8 千円減の 3,612 万 8 千円となっています。

収入は、生活介護に係る自立支援費給付が最も多く 1,507 万 5 千円、次いで放課後等デイサービスに係る障害児施設給付費が 943 万 6 千円となっています。指定管理料は、給付費等の収入では賄いきれない不足分を市から支出している状況となっています。5 か年平均で 750 万円程度となっており、令和 2 年度、3 年度は 600 万円台で推移しています。

支出は、人件費が支出全体の約 85%を占めています。市の歳出は指定管理料の他、令和元年度に指定管理者との協議により、市で特殊浴槽（680 万円）を整備しています。

サ サービス概要

| 区分         | 対象   | 定員 | 利用日時    |        | 内容   |
|------------|------|----|---------|--------|--|
|            |      |    | 平日      | 土、長期休み |  |
| 児童発達支援     | 重症児  | 5  | 9時～15時  | —      | 個別支援計画に基づく支援、日常生活訓練、集団適応訓練、機能訓練、創作活動、社会生活上の便宜提供、健康管理指導、相談支援、送迎サービス           |
| 放課後等デイサービス | 重症学童 | 5  | 15時～17時 | 9時～15時 | 個別支援計画に基づく安心安全な支援、集団適応訓練、機能訓練、創作活動、社会生活上の便宜の提供、健康管理指導、相談支援、身体介護、送迎サービス       |
| 生活介護       | 重症者  | 5  | 9時～15時  | —      | 個別支援計画に基づく安心安全な支援、食事の提供、入浴又は清拭、身体介護、機能訓練、創作活動、社会生活上の便宜の提供、健康管理指導、相談支援、送迎サービス |

シ 利用状況

| 区分         | 項目   | 単位 | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   |
|------------|------|----|------|------|------|------|------|
| 児童発達支援     | 営業日  | 日  | 244  | 245  | 241  | 245  | 245  |
|            | 利用数  | 回  | —    | —    | —    | —    | —    |
| 放課後等デイサービス | 営業日  | 日  | 293  | 294  | 292  | 295  | 293  |
|            | 登録者数 | 人  | 5    | 5    | 5    | 5    | 5    |
|            | 延回数  | 回  | 240  | 263  | 335  | 388  | 373  |
|            | 1日平均 | 人  | 0.8  | 0.9  | 0.9  | 1.3  | 1.3  |
| 生活介護       | 営業日  | 日  | 244  | 245  | 241  | 245  | 242  |
|            | 登録者数 | 人  | 10   | 10   | 9    | 9    | 10   |
|            | 延回数  | 回  | 1257 | 1389 | 1119 | 1039 | 1054 |
|            | 1日平均 | 人  | 5.2  | 5.7  | 4.6  | 4.2  | 4.4  |

・登録者数は、各年度、年度末時点の利用者名簿による。

・放課後等デイサービスの「延回数」は、平日（15時～17時）利用を「1」、土曜・長期休み利用（9時～15時）利用を「2」でカウントしている。

児童発達支援は過去5年間利用実績がありません。

放課後等デイサービスは利用回数が増加傾向にあり、令和3年度は平成29年度比133回増、373回となっています。

生活介護は平成30年度以降（利用回数1389回）減少傾向にあり、令和3年度は平成30年度比335減の1054回となっています。減少の要因は利用者の体調等によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響は少ないとのことです。

[参 考]

①一日の活動及びサービスの流れ

| 時間    | 活動等   |
|-------|---|
| 8:30  | 受入準備<br>送迎車発  |
| 9:00  | 受入<br>バイタルチェック                                      |
| 9:45  | 集団活動 全体朝会   |
| 10:00 | 個別活動 ストレッチ、マッサージ、製作など<br>入浴 月・木・金<br>口腔マッサージ (昼食準備) |
| 11:30 | 昼食支援 (歯磨き口腔ケア)                                      |
| 12:00 | 休息  |
| 13:30 | リラクゼーション活動  |
| 14:00 | (排泄支援、連絡帳記録、帰宅準備など)                                 |
| 15:00 | 送迎車発 障がい者送り   |
| 16:00 | 障がい児童迎え   |
| 17:00 | 送迎 障がい児童送り  |

② 市内の重症心身障がい児・者数

(令和4年3月31日現在)

|              | 障がい児<br>(18歳未満) | 障がい者<br>(18歳以上) | 合計  |
|--------------|-----------------|-----------------|-----|
| 重症心身障がい児・者   | 46              | 80              | 126 |
| うち在宅生活をしている方 | 42              | 23              | 65  |
| うち医療的ケアが必要な方 | 21              | 6               | 27  |

③ 施設整備状況

建築年度 昭和54年(築42年)

| 整備年度 | 整備概要             | 整備費(円)    |
|------|------------------|-----------|
| H22  | 外構雨水排水工事         | 861,000   |
| H23  | 空調・大工及び建具、給湯設備工事 | 1,207,500 |
| H26  | 風除室内手洗い新設        | 822,074   |
|      | 給湯・床暖房設備改修       | 1,858,794 |
| H27  | 玄関ドア改修(自動ドア化)    | 640,440   |
| H30  | 療育室内手洗い新設        | 849,668   |
| R元   | 特殊浴槽設置           | 6,800,000 |

## (2) 監査の結果

[所管部局（福祉部障がい者支援課）]

指定管理業務に係る手続等について

指定管理業務に係る各種手続については、関係法令や運用基準等に従いおおむね適正に処理されてきました。

なお、指定管理者に貸与しているリフト付きワゴン車（車いす仕様車）が以前の業務所管課のままとなっていますので、適正な財産管理のため、所定の手続により所管替えを行ってください。

[指定管理者（社会福祉法人上田しいのみ会）]

指定管理業務に係る業務運営等について

指定管理業務に係る業務運営については、関係法令や運用基準等に従いおおむね適正に運営されてきました。

## (3) 監査の意見

### ア 上田市つむぎの家の現状と課題

当該施設は、医療的ケアが必要な重症心身障がい児・者を対象とした児童発達支援や放課後デイサービス、生活介護を提供する通所施設として、上田市だけでなく上小圏域に欠かせない重要な施設です。

上田しいのみ会（指定管理者）は、法令等に従い、また「すべての人が自立した幸せな生活を送ることを願い、社会福祉事業を通じて、その実現を目指します」という法人の基本理念に則り、利用者それぞれに応じたサービスの提供に努めていることを評価します。

昭和54年建設（築42年）の当該施設は、老朽化や耐震性の問題だけでなく、一つの居室で食事・排泄・休憩を行わざるを得ないこと、古いサッシでタイル張りの浴室は特に冬の寒さ対策が必要なことなど様々な課題を抱えています。

医療技術の進展により、医療的ケアが必要な子どもは少しずつ増えているなかで、世帯構成や子育てと仕事の両立など家庭を取り巻く状況の変化に伴い、障がい福祉サービスに対するニーズも多様化しています。医療との連携強化や受け入れ態勢の拡充、サービスの充実を図る必要があります。

多様なニーズに対応し、必要なサービスを将来にわたり安定的に提供できる施設の早急の整備と運営の確立が求められています。

### イ 施設整備に当たって

今年6月に策定された「上田市つむぎの家個別施設計画」の方針に基づき、施設整備費及び整備後の事業運営経費、それらの財源を含めた費用負担や事業運営の在り方を盛り込んだ具体的な事業計画の策定が必要です。関係者等との検討を通じて、実現可能な計画に仕上げ、実行することが重要と考えます。

今年4月に市内において、NPO法人が運営する同種の施設が開所されました。つむぎの家の施設整備に当たっては、こうした民間施設とのバランスに配慮し、上田市公共施設マネジメント基本方針の5原則に基づき、施設整備費や運営費の補助等を踏まえた民間所有への切替えを含め検討してください。

## [参 考]

### 各種計画等における上田市つむぎの家の位置づけ

#### ① 第3次上田市障がい者基本計画（計画期間：令和3年度から令和8年度までの6か年）

同計画の分野別施策では、①障がい者福祉サービスの充実については、「常時介護を必要とする障がいのある人が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実」を、また、②障がい児に対する支援の充実については、「より一層医療的ケアを含めた多様なニーズに対応」することをそれぞれ課題に挙げています。

この課題に対する施策の方向性として、「上田市つむぎの家を中心とした重度心身障がい児・者への支援のほか、医療や介護、教育などの関係機関との連携により医療的ケアの必要な障がいのある人への支援を充実」するとしています。

#### ② 第6期上田市障がい福祉計画・第2期上田市障がい児福祉計画

（計画期間：令和3年度から令和5年度までの3か年。障がい者基本計画の実施計画的な位置づけ）

「障がい児支援の提供体制の整備等」に係る成果目標として、①「市が指定管理委託している『上田市つむぎの家』の指定管理者と協議検討を行い、引き続き児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を目指すこと、②『上田市つむぎの家』について、重症心身障がい児等の支援の在り方を含め、関係機関と協議検討しながら、施設の老朽化といった喫緊の課題に取り組むことが掲げられています。

#### ③ 上田市公共施設マネジメント基本方針「上田市つむぎの家個別施設計画」

（計画期間：令和4年度から令和7年度までの4か年）

施設評価において、安全性は4段階中下から2つ目の「C」評価（施設運営上の影響は大きいものではないが、劣化、低下が進行している）としていますが、施設の劣化、老朽化は著しく、「建物については、耐震基準を満たさず、築42年経過していることから、設備面も含めて、老朽化が進んでいます。今後長年にわたる維持管理は困難で、施設の機能維持のためにも、改築・建替等、対策・整備が必要な状況」としています。

そして、「今後のサービスの提供を維持していくことが行政の責務として求められており、近隣に同様の施設が十分に整備されていない状況があるため、継続の必要性が高い施設」としつつ、「施設の整備等の実施時期については、緊急度や優先度、財源確保、その他特に優先して整備しなければならない事情などを踏まえるととともに、今後のサービス継続の在り方等について検討を重ね、市の実施計画と連携し、計画的に実施」していくとしています。

#### ④ 令和3年度重点目標（福祉部）「社会福祉施設の今後の方向性の検討」

令和3年度重点目標において「つむぎの家（更新の方向性の検討）」を掲げ、実績として「指定管理者との協議（2回）、医療的ケア児等支援連携推進委員会による継続的協議」を挙げています。指定管理者だけでなく、上田圏域における障がい者施策の在り方の中で施設整備の方向性が検討されています。

#### ⑤ 令和4年度実施計画（計画期間令和4年度から令和6年度の3か年）

実施計画では、「項目計上」として障がい者福祉施設整備事業（老朽化が著しい重症心身障がい児者通所施設「上田市つむぎの家」の施設整備（改築））を位置づけています。これは事業実施の必要性は認められるものの、詳細が決定していないため計画上、項目のみ計上としているものです。